

(公社)日本鍼灸師会 会員の皆さまへ

鍼灸賠償責任保険制度のご案内

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険+サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)

本紙で用いる用語解説

・被保険者
補償を受けることができる方をいいます。
・支払限度額
弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

・免責金額
お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808

ナビダイヤル
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)

この保険は公益財団法人日本鍼灸師会を保険契約者とし、都道府県師会に所属する日本鍼灸師会の会員等を被保険者とするあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険およびサイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は公益財団法人日本鍼灸師会が有します。

このパンフレットは、鍼灸賠償責任保険制度の概要をご説明したものです。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

万一事故にあわれたら…

「事故報告書」に、その時点で分かる範囲の情報をご記入いただいた上で、取扱代理店までメールまたはFAXにてご連絡ください。「事故報告書」は、以下サイトに掲載しております。

https://www.web-tac.co.jp/harikyuu



お問い合わせ先

[取扱代理店]

東京海上日動あんしん
コンサルティング株式会社

[担当課] 公務広域法人部

〒104-0033

東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

TEL: 03-4332-4010

受付時間(平日9:00～17:00まで)

FAX: 03-4332-4014

[引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

[担当課] 広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4153

FAX: 050-3385-6386

受付時間(平日9:00～17:00)

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

Point 1 団体制度のため、
独自の保険料でご加入
いただけます。

Point 2 事故発生時の
初期対応に係る諸費用
を補償します。

Point 3 「柔道整復業務の補償」
「サイバー(情報漏えい)補償」を
オプションで追加できます。

Point 4 開設者の方は使用人も
オプションで被保険者に追加
することができます。



加入締切

2026年1月16日(金)(必要書類必着)

保険期間

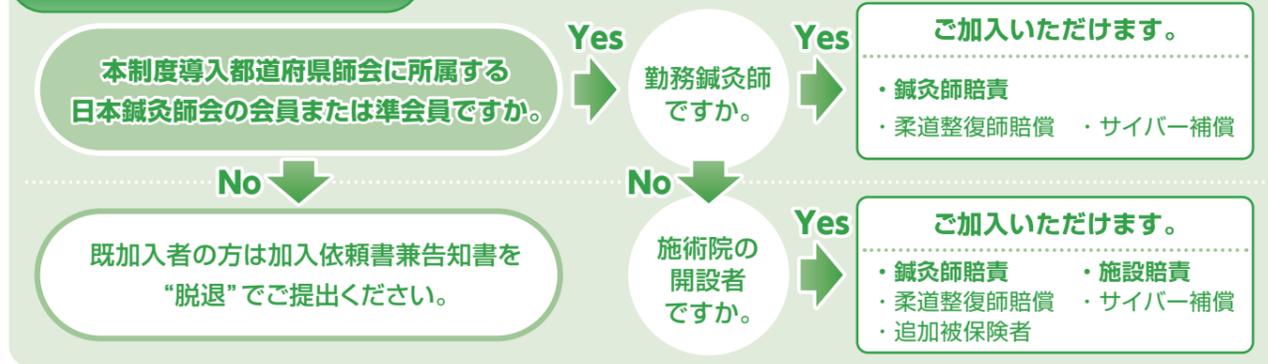
2026年2月1日午前0時から
2027年2月1日午後4時まで(1年間)

※更新の場合の補償開始は2026年2月1日午後4時になります。

中途加入も
可能です

加入・継続希望者は保険料を締切日迄にお支払い下さい。
《継続の方》加入内容に変更がない場合は“加入依頼書兼告知書”の提出は不要です。

保険加入チャート



基本補償

● 鍼灸師賠償責任保険

■ はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務の遂行による賠償事故に備えて

<訪問・出張鍼灸業務も対象>

被保険者(補償を受けることができる方)または業務の補助者(被保険者の使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。)が日本国内で行った業務によって他人の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いするのは、他人の身体障害が保険期間中に発見された場合に限りです。
※詳細はP7記載の基本補償の対象業務をご確認ください。

事故例

施術のミスで、針を深く刺し神経を傷つけてしまったため、患者の身体に麻痺が残ってしまった。



■ 事故解決時の迅速な初期対応費用に備えて

<訪問・出張鍼灸業務も対象>

業務や当該施設の不備などによるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険の保険金支払対象となりうる事故が発生した場合、法律上の賠償責任の有無が十分判明しない初期段階であっても、事故原因調査費用等その事故の初期対応のために支出した、社会通念上妥当と認められる所定の費用に対して保険金をお支払いします。

事故例

出張施術先での事故によって、患者にケガをさせてしまったと連絡があったため、その患者のご自宅へお見舞いに伺った。その際に、交通費とお見舞い品代がかかった。



● 支払限度額・保険料

1. 鍼灸師賠償責任保険 1億円型(勤務鍼灸師プランA)

支払限度額			補償開始日ごとの一時払保険料						
対人賠償	1事故につき	1億円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	
	保険期間中	3億円	5,520円	5,060円	4,600円	4,140円	3,680円	3,220円	
初期対応費用 担保特約	被害者1名あたり(対人事故見舞費用)	3万円	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	
	1事故につき	50万円	2,760円	2,300円	1,840円	1,380円	920円	460円	
免責金額(自己負担額) 0円									

2. 鍼灸師賠償責任保険 3億円型(勤務鍼灸師プランB)

支払限度額			補償開始日ごとの一時払保険料						
対人賠償	1事故につき	3億円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	
	保険期間中	3億円	6,680円	6,120円	5,570円	5,010円	4,450円	3,900円	
初期対応費用 担保特約	被害者1名あたり(対人事故見舞費用)	3万円	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	
	1事故につき	50万円	3,340円	2,780円	2,230円	1,670円	1,110円	560円	
免責金額(自己負担額) 0円									

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の種類およびお支払い方法、保険金をお支払いできない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

● 施設危険担保特約

■ 施術施設の不備などが原因による賠償事故に備えて (I. 施術院の開設者のみ対象)

施術施設(設備含む)の所有、使用、管理または当該施設の仕事(業務を除きます)の遂行に起因し保険期間中に発生した他人の身体障害もしくは財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険期間中に事故が発生した場合に限り損害を補償します。

事故例

敷地内の看板が落下し、駐車していた患者の車に当たり、壊してしまった。



ご注意

基本補償では加入依頼書の被保険者欄に記載された施設の開設者ご本人のみが被保険者となります。
施術院に勤務されている使用人が個人名で賠償請求を受けた場合でも、追加被保険者特約を付帯することで、施術院に勤務されている使用人個人に対する損害賠償責任を補償します。
追加被保険者特約を付帯する場合の保険料はP4をご確認ください。

施術院の
開設者の方に
おすすめ

● 支払限度額・保険料

1. 鍼灸師賠償責任保険1億円型+施設危険担保特約(開設者プランA)

支払限度額(※)		補償開始日ごとの一時払保険料						
対人賠償	1名につき	5,000万円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日
	1事故につき	1億円	6,010円	5,510円	5,010円	4,510円	4,010円	3,510円
対物賠償	1事故につき	1,000万円	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
	1,000万円	3,010円	2,500円	2,000円	1,500円	1,000円	500円	
免責金額(自己負担額) 対人・対物共通1事故につき		1,000円						

2. 鍼灸師賠償責任保険3億円型+施設危険担保特約(開設者プランB)

支払限度額(※)		補償開始日ごとの一時払保険料						
対人賠償	1名につき	5,000万円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日
	1事故につき	1億円	7,990円	7,320円	6,660円	5,990円	5,330円	4,660円
対物賠償	1事故につき	1,000万円	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
	1,000万円	4,000円	3,330円	2,660円	2,000円	1,330円	670円	
免責金額(自己負担額) 対人・対物共通1事故につき		1,000円						

(※) 施設危険担保特約の支払限度額を記載しています。
鍼灸師賠償責任保険の支払限度額については勤務鍼灸師プランと同額です。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の種類およびお支払い方法、保険金をお支払いできない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

オプション補償

● 柔道整復師オプション(柔道整復業務担保特約)

被保険者または業務の補助者が日本国内で行った柔道整復業務によって他人の身体障害(死亡を含みます)が発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

事故例

捻挫の処置でテーピングを行った。問診では問題なかった種類のテープを使用したところ、アレルギー反応で皮膚が広い範囲でかぶれてしまった。



ご注意

対象となる柔道整復業務はP7記載の基本補償の対象業務と同一の場所で行う柔道整復師法に規定される柔道整復業務に限ります。ただし、法令で定める資格を有しない柔道整復師が行った業務に起因する損害は、保険金のお支払い対象外となります。

※事故が保険期間中に発見された場合に限り損害を補償します。このオプションをセットした場合には、「基本補償」で補償対象となる業務に、日本国内において遂行される柔道整復業務も含めます。



ご注意

基本補償では加入依頼書の被保険者欄に記載された施設の開設者または勤務柔道整復師ご本人のみが被保険者となります。施設院に勤務されている使用人が個人名で賠償請求を受けた場合でも、追加被保険者特約を付帯することで、施設院に勤務されている使用人個人に対する損害賠償責任を補償します。追加被保険者特約の保険料は、P4をご確認ください。

施設院の
開設者の方へ
おすすめ

● 支払限度額・保険料

支払限度額			補償開始日ごとの一時払保険料						
対人賠償	1事故につき 保険期間中	5,000万円 1.5億円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	
			5,160円	4,730円	4,300円	3,870円	3,440円	3,010円	
免責金額(自己負担額)			0円	2,580円	2,150円	1,720円	1,290円	860円	430円

● サイバー(情報漏えい)補償オプション

(正式名称: サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン))

情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害と、原因・被害範囲調査費用やコンピュータシステム復旧費用、個人情報漏えい見舞費用等、被保険者が負担することによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。

事故例

業務で使用していたパソコンがウイルスに感染し、患者の個人情報流出した



● 支払限度額・保険料

支払限度額			補償開始日ごとの一時払保険料						
賠償責任	1請求につき 保険期間中	1,000万円 1,000万円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	
			3,030円	2,780円	2,530円	2,270円	2,020円	1,770円	
対応費用	1事故・1請求につき 保険期間中	1,000万円 1,000万円	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	
			1,520円	1,260円	1,010円	760円	510円	250円	

※サイバー(情報漏えい)補償の「対応費用」の上記支払限度額は、サイバーセキュリティ事故対応費用全体の支払限度額です。サイバーセキュリティ事故対応費用の各費用の支払限度額は、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の種類およびお支払い方法、保険金をお支払いできない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

● 使用人補償オプション(追加被保険者特約)

(施術院の開設者のみ付帯可能です。)

この特約を鍼灸師賠償責任保険に付帯することにより、施設院に勤務する使用人個人も被保険者となります。なお、引受保険会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の人数にかかわらず、加入者証に記載された支払限度額を限度とします。

* 本特約条項を付帯する場合には、施設院に勤務している全ての使用人を追加してください。施設の使用人のうち、補償対象とする者を選んで、その者のみを追加被保険者とすることはできません。

● 保険料

追加被保険者 (1名あたり)	補償開始日ごとの一時払保険料					
	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日
勤務鍼灸師	3,010円	2,760円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
	1,510円	1,250円	1,000円	750円	500円	250円
勤務柔道整復師	2,850円	2,610円	2,380円	2,140円	1,900円	1,660円
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
	1,430円	1,190円	950円	710円	480円	240円
勤務鍼灸師 兼 勤務柔道整復師	5,380円	4,930円	4,480円	4,040円	3,590円	3,140円
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
	2,690円	2,240円	1,790円	1,350円	900円	450円
業務の補助者 (無資格者)	1,550円	1,420円	1,290円	1,160円	1,030円	900円
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
	780円	650円	520円	390円	260円	130円

保険料計算例

2月1日補償開始(新規加入)で、開設者プランAに加入。追加被保険者特約を付帯する場合
《鍼灸業務のみを行う施設の開設者: 1人、鍼灸業務のみを行う使用人: 2人、業務の補助者(無資格者): 1人》
基本補償保険料6,010円+追加被保険者特約(3,010円×2名+1,550円×1名)=年間保険料13,580円

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の種類およびお支払い方法、保険金をお支払いできない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

各種お手続き方法

保険期間

- 2026年2月1日午前0時～2027年2月1日午後4時まで（1年間）
※更新の場合の補償開始は2026年2月1日午後4時になります。
- 中途加入も可能です。

継続の方(2月1日保険始期)

- 現在ご加入の方につきましては、1月16日までにご加入の方のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当会は既にご提出いただいている加入依頼書に基づき、今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。
- 1月16日までに保険料の払込みをお願いいたします。
- ご加入内容に変更がない場合は「加入依頼書兼告知書」の提出は不要です。
- ご加入内容に変更があった場合もしくは日本鍼灸師会会員を脱退された場合は、「加入依頼書兼告知書」に必要事項をご記入、ご署名、法人で加入の場合はご捺印のうえ、1月16日までに各都道府県師会事務局にご提出ください。

新規加入の方(2月1日保険始期)

- 1月16日までに保険料の払込みをお願いいたします。
- 「加入依頼書兼告知書」に必要事項をご記入、ご署名、法人で加入の場合はご捺印のうえ、1月16日までに各都道府県師会事務局にご提出ください。

継続・新規の方 保険料の払込みについて

- 保険料のお支払い方法：所属都道府県師会により異なります。ご所属の都道府県師会にお問い合わせください。
- 保険料のお支払い期日：2026年1月16日(金)まで

中途加入の方(3月1日以降補償開始)

- 加入申込締切日：毎月15日
- 補償期間：加入申込締切日の翌月1日午前0時から2027年2月1日午後4時まで
- 加入申込締切日までに保険料の払込みをお願いいたします。
- 「加入依頼書兼告知書」に必要事項をご記入、ご署名、法人で加入の場合はご捺印のうえ、加入申込締切日までに各都道府県師会事務局にご提出ください。

中途加入の方 保険料の払込みについて

- 保険料のお支払い方法：所属都道府県師会により異なります。ご所属の都道府県師会にお問い合わせください。
- 保険料のお支払い期日：補償開始月の前月15日まで

ご加入後に加入内容に変更がある際や日本鍼灸師会を退会した際には

ご加入後(2026年2月1日以降)に加入内容に変更があった場合や、日本鍼灸師会を退会して本制度も脱退される場合は、「変更・脱退通知書」に必要事項をご記入、ご署名、法人で加入の場合はご捺印のうえ、各都道府県師会事務局にご提出ください。
「変更・脱退通知書」は、以下サイトに掲載しております。

<https://www.web-tac.co.jp/harikyuu>



募集要領

お手続き区分	加入依頼書	支払回数	締切り	保険料払込方法
継続 (2月1日始期)	変更がある場合のみ 要提出	一時払 (年払)	1月16日	1月16日までに 要払込
新規加入 (2月1日始期)	要提出			
脱退 (継続しない場合)				
中途加入 (3月1日以降補償開始)		一時払 (補償開始月～満期) (2027年2月1日まで)	毎月15日 (翌月1日補償開始)	補償始月 前月15日までに 要払込



プラン別 契約タイプ・保険料 一覧表

保険期間：2026年2月1日午前0時～
2027年2月1日午後4時まで（1年間）

- ※更新の場合の補償開始は2026年2月1日午後4時になります。
- ※保険料は2月1日よりご加入いただいた場合を掲載しております。
補償開始日別の保険料については、各補償のページをご参照のうえご確認くださいませようをお願いいたします。

	基本補償			オプション補償	
	プランA (1億円型)	鍼灸師賠償 + 施設賠償	5,520円	柔道整復師賠償	+ 5,160円
勤務鍼灸師	プランB (3億円型)	鍼灸師賠償	6,680円	サイバー (情報漏えい) 補償	+ 3,030円
施術院の 開設者	プランA (1億円型)	鍼灸師賠償 + 施設賠償	6,010円	追加被保険者 勤務鍼灸師	+ 3,010円/人
				勤務柔道整復師	+ 2,850円/人
	プランB (3億円型)	鍼灸師賠償 + 施設賠償	7,990円	勤務鍼灸師兼柔道整復師	+ 5,380円/人
				業務の補助者 (無資格者)	+ 1,550円/人
			柔道整復師賠償	+ 5,160円	
			サイバー (情報漏えい) 補償	+ 3,030円	

補償の概要

賠償責任保険普通保険約款十あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師特別約款

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>(1) 被保険者または業務の補助者(被保険者の使用者その他被保険者の業務を補助する者をいいます。)による下記に規定する業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害(死亡を含みます)が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(2) この保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が初期対応費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(〈施術院の開設者のみ対象〉 施設の所有、使用または管理、または当該施設の用法に伴う仕事(業務を除きます)の遂行に起因して他人の身体の障害(死亡を含みます)または財物の損壊が保険期間中に発生したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※被保険者(補償を受けることができる方)は、加入依頼書の被保険者欄に記載された施設の開設者ご本人のみとなります。)</p> <p><対象業務> 日本国内において行われる次の業務をいいます。</p> <p>ア. あん摩、マッサージまたは指圧(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あん摩等法」といいます。)に規定されるものをいいます。)</p> <p>イ. はりまたはきゅう(あん摩等法に規定されるものをいいます。)</p> <p>ウ. 地域支援事業における介護予防業務(※)</p> <p>エ. 機能訓練指導員としての業務(指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準に規定するものをいいます。)</p> <p>(※) 介護保険法に規定される、要支援介護状態になることを予防することを目的として実施する事業をいいます。</p>	<p>(1) 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。</p> <p>(2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用</p> <p>(3) 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(4) 事故が発生し、被保険者が損害防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>(5) 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(6) 事故が発生した際に被保険者が負担する事故現場の保存費用、対人事故の被害者への見舞費用等の社会通念上妥当な初期対応費用(対象となる費用の詳細はお問い合わせください。事前に引受保険会社の同意が必要となる費用もごさいます。)</p> <p><保険金のお支払い方法> 上記(1)の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額を支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(2)～(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、(2)の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。</p> <p>(6)については、1事故につき、被保険者が支出した費用の額を初期対応費用支払限度額の範囲内でお支払いします。ただし、この内枠において、見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合のみ支払対象となります)については1事故あたり被害者1名につき3万円を限度とします。</p>	<p>【業務危険・施設危険共通】</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議</p> <p>③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮</p> <p>④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>⑧ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任</p> <p>⑨ 自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用または管理に起因する損害</p> <p>⑩ サイバー攻撃 等</p> <p>【業務危険のみ】</p> <p>① 名誉き損または秘密の漏えい</p> <p>② 美容を唯一の目的とする業務における仕上がり不良</p> <p>③ 被保険者または業務の補助者による次の行為 ア. 故意または重大な過失により法令に違反して行った行為 イ. 外科手術または薬品の投与もしくはその使用の指示</p> <p>④ 被保険者または業務の補助者が医師の同意を得ずに行った脱臼または骨折の患部に対して行った行為。ただし、応急手当として行ったものを除きます。</p> <p>⑤ 次に掲げる感染症の発生 ア. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症 イ. アに該当しないウイルス性肝炎 等</p> <p>【施設危険のみ】</p> <p>① 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み</p> <p>② 施設の修理、改造または取壊し等の工事</p> <p>③ 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの ア. 商品または飲食物 イ. 施設外にあるアに規定する以外の財物</p> <p>④ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。)または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置しまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。 等</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>被保険者または業務の補助者による日本国内での柔道整備業務(「柔道整備師法」に規定されるもの)の遂行に起因して発生した他人の身体の障害(死亡を含みます)が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※対象となる柔道整備業務は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師賠償責任保険の対象業務と同一の場所で行う柔道整備師法に規定される柔道整備業務となります。</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ</p>	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ</p> <p>(2) 法令に定める資格を有しない柔道整備師が行った業務に起因する損害 等</p>

※追加被保険者特約を付帯する場合、被保険者とは、開設者および開設者の業務の範囲に関する限りにおいてはその使用人をいいます。また、引受保険会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、加入者証に記載された支払限度額を限度とします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>【賠償責任】 情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。(情報の漏えいまたはそのおそれによって発生した損害賠償請求が加入者証記載の保険期間中になされた場合に限りします。)</p> <p>【サイバーセキュリティ事故対応費用】 被保険者が次の費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるもの)に限りします。また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限りします。)</p> <p>① サイバー攻撃対応費用 ② 原因・被害範囲調査費用 ③ 相談費用 ④ コンピュータシステム復旧費用 ⑤ その他事故対応費用 ⑥ 再発防止費用 ⑦ 訴訟対応費用</p> <p>ただし、次の費用は含みません。 ア. 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(上記⑦の費用を除きます。)</p> <p>イ. この保険契約と同種の損害保険契約の保険料 ウ. 金利その他資金調達に関する費用 エ. 記名被保険者の役員に対する報酬または給与 オ. コンピュータシステムを構成する機器・設備について修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用(上記④および⑥の費用を除きます。また、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかを問いません。)</p> <p>【メール送受信等賠償責任担保特約】 被保険者が日本国内において行う対象業務の遂行に伴い、次の事由により発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。(事故に起因する損害賠償請求が加入者証記載の保険期間中になされた場合に限りします。)</p> <p>① コンピュータ・ウイルスの感染 ② 他者による不正アクセス ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム等のかし。</p>	<p>【賠償責任】 ① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要になります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)</p> <p>③ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p><保険金のお支払方法> 【賠償責任】 賠償責任でお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中)が限度となります。また、賠償責任でお支払いするすべての保険金(上記記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、【賠償責任】・【サイバーセキュリティ事故対応費用】・【メール送受信等賠償責任担保特約】でお支払いするすべての保険金を合算して、P.3に記載の支払限度額(保険期間中)が限度となります。</p> <p>【サイバーセキュリティ事故対応費用】</p> <p>● 損害の額(他人から回収することができる金銭等がある場合は、その金額を控除した額とします。)</p> <p>● 次の費用については、それぞれ下記の縮小支払割合を乗じて算出される金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。)</p> <p>① サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用および相談費用 1事故・保険期間中1,000万円(100%)</p> <p>② コンピュータシステム復旧費用 1事故・保険期間中1,000万円(100%)</p> <p>③ その他事故対応費用のうち個人情報漏えい見舞費用 被害者1名1,000円(100%)</p> <p>④ その他事故対応費用のうち法人見舞費用 被害法人1法人5万円(100%)</p> <p>⑤ 再発防止費用 1事故・保険期間中1,000万円(90%)</p> <p>⑥ 訴訟対応費用 1請求・保険期間中1,000万円(100%)</p> <p>※ () は縮小支払割合</p>	<p>次の事由等により生じた損害については保険金をお支払いできません。</p> <p>【賠償責任・サイバーセキュリティ事故対応費用、メール送受信等賠償責任担保特約共通の事由】</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議</p> <p>③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮</p> <p>④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>⑧ 排水または排気(煙を含みます。)</p> <p>⑨ 他人の身体の障害</p> <p>⑩ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑪ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求</p> <p>⑫ 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの</p> <p>⑬ 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>⑭ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。</p> <p>⑮ 次の行為 ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>⑯ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑰ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版</p> <p>⑱ 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求</p> <p>⑲ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果としての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)</p> <p>⑳ 被保険者の資金決済法に規定する暗号資産交換業の遂行に関連して生じた損害</p> <p>㉑ 直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害</p> <p>㉒ 保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合</p> <p>【賠償責任、メール送受信等賠償責任担保特約共通の事由】</p> <p>① 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営むものである場合は、次の事由 ア. 電磁的方法により記録される金額等に必ずする対価を得て発行された証券等または番号、記号その他の符号の不正な操作または移動 イ. 不正な為替取引または資金移動</p> <p>【メール送受信等賠償責任担保特約固有の事由】</p> <p>① ソフトウェア開発またはプログラム作成</p> <p>② 対象業務の履行不能または履行遅滞</p> <p>③ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合</p> <p>④ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合</p> <p>⑤ 被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用</p> <p>⑥ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任 等</p>

サイバーリスク特別約款、情報漏えいリスク限定担保特約条項、メール送受信等賠償責任担保特約条項

サイバー(情報漏えい)補償の用語の定義

	用語	定義
賠償責任	被保険者	次の者をいいます。 ア.記名被保険者 イ.記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。
	記名被保険者	加入依頼書等の記名被保険者欄に記載された本制度導入都道府県師会に所属する(公社)日本誠灸師会会員または準会員をいいます。
	情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア.個人情報 イ.法人情報 ウ.アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。以下同様とします。)
	個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア.その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。)により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。 (ア)氏名のみ情報 (イ)他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報 イ.個人識別符号が含まれるもの
	個人識別符号	次のものをいいます。 ア.マイナンバー イ.運転免許証番号 ウ.旅券番号 エ.基礎年金番号 オ.保険証番号 カ.アからオまでに規定するものほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
	法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
	漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知られる行為を除きます。 ア.個人情報被被害者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。) イ.法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと。 ウ.個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと。
	第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア.保険契約者 イ.被保険者 ウ.アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 エ.アまたはウの者の使用人
	被害者	漏えいた個人情報によって識別される個人をいいます。
	被害法人	漏えいた法人情報によって識別される法人をいいます。
サイバー攻撃	サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。 ア.コンピュータシステム上の不正アクセス イ.コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ.マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。) エ.コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
	コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
	回収等の措置	被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。
	セキュリティ事故等	セキュリティ事故および風評被害事故をいいます。
	セキュリティ事故	次のものをいいます。ただし、ウは、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。 ア.情報の漏えいまたはそのおそれ イ.記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃 ウ.イ.の製造
サイバーセキュリティ事故対応費用	風評被害事故	セキュリティ事故に関する他人のインターネット上で投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます(セキュリティ事故が発生しているかどうかを問いません。)
	事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故等が発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
	サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されたいたときに支出する費用に限りです。 ア.コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ.サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りです。

	用語	定義
サイバーセキュリティ事故対応費用	原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。
	再発防止費用	セキュリティ事故等に対応するために直接必要な費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア.弁護士費用 弁護士報酬をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、次の費用を除きます。 (ア)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ)刑事事件(刑事訴訟法に基づき科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。以下同様とします。)に関する委任にかかる費用 (ウ)[その他事故対応費用]コに規定する費用
	相談費用	弁護士報酬をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、次の費用を除きます。 (ア)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ)刑事事件(刑事訴訟法に基づき科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。以下同様とします。)に関する委任にかかる費用 (ウ)[その他事故対応費用]コに規定する費用 イ.コンサルティング費用 セキュリティ事故等発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ.風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイの費用を除きます。)
	外部通報	次の費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア.データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ、ソフトウェア、プログラムまたはウェブサイトの復元、修復、再製作または再取得にかかる費用 イ.コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用 (ア)コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ)損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する仮設備の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。))および撤去費用
	公表等の措置	次のいずれかをいいます。 ア.公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。以下同様とします。)からの通報 イ.記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
	対象業務	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。
	事故	他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータ(以下「プログラム等」といいます。)の滅失もしくは破壊または人格権侵害等を含みます。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。
	責任担保特約条項	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。
	責任担保特約条項	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。
	責任担保特約条項	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。

	用語	定義
メール送受信等賠償責任担保特約条項	その他事故対応費用	(エ)コンサルティング費用 コ.損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用
	再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用のうち、引受保険会社の書面による同意を得て支出するもの漏えい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。ただし、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。
	訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア.記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ.記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ.増設コピー機のリース費用 エ.記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ.意見書・鑑定書の作成費用 カ.相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
	外部通報	次のいずれかをいいます。 ア.公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。以下同様とします。)からの通報 イ.記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
	公表等の措置	次のいずれかをいいます。 ア.公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限りです。) イ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ウ.被害者または被害法人に対する詫言状の送付 エ.公的機関からの通報
	対象業務	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。
	事故	他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータ(以下「プログラム等」といいます。)の滅失もしくは破壊または人格権侵害等を含みます。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。
	責任担保特約条項	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。
	責任担保特約条項	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。
	責任担保特約条項	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。

- ### ご注意事項
- (告知義務) (ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項をお申し出いただく義務等)：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
*引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。
 - (通知義務)ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく(サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の場合：すみやかに)取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の場合：ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。)
 - (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払します。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。
 - 保険(補償)期間開始後、1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は団体窓口にご連絡ください。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。なお、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで

- ### (事故が起きたときは)
- #### 〈あん摩マッサージ指師、はり師、きゅう師賠償責任保険〉
- ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払することがありますのでご注意ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- #### 〈サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)〉
- [サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除く)]
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払することがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
[上記以外]
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払することがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内

	用語	定義
メール送受信等賠償責任担保特約条項	人格権侵害等	自然人に関する次のいずれかの侵害に該当するものをいいます。法人に関するものを含みません。 ア.プライバシーの侵害 イ.名誉または信用のき損 ウ.氏名権(自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。)の侵害 エ.肖像権の侵害 オ.パブリシティ権(顧客吸引力を備え経済的利益または価値を有する氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。)の侵害
	コンピュータウイルス	他人の情報に対して意図的に被害を及ぼすように作られたプログラムまたはファイルであって、次のすべての機能を有するものをいいます。 ア.自らの機能によりまたはシステム機能を利用して自らを他のシステム、プログラムまたはファイルに複製または感染させる機能 イ.情報を破壊もしくは修正または設計者の意図しないシステムの動作を行わせる機能
	他者	次のアからウまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア.保険契約者 イ.被保険者 ウ.アの者の役員または使用人
	不正アクセス	コンピュータシステム上にあるソフトウェア、プログラムまたはデータ等について、正当な使用権限を有しない者が、ファイアウォール(外部からの閲覧、使用、改ざん、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限する措置をいいます。)を通過して行う次の行為をいいます。 ア.使用権限を制限することにより保護されているコンピュータシステム上の情報、ソフトウェアまたはプログラムの閲覧、使用、改ざん、破壊または消去 イ.使用権限を制限されているコンピュータシステム上の機能の設定変更 ウ.コンピュータシステムの管理者により使用を認められていないソフトウェアまたはプログラムのインストール

- 保管してご利用ください。
- ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前にご連絡ください。
 - 保険期間中、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。
 - 加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には念の為、連絡先の担当者にご旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
 - ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者(補償を受けることができる方)にご説明いただきますようお願い申し上げます。
 - 保険金請求忘れのご確認について：継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。それより前の補償内容は異なることがありますので、ご注意ください。
 - 加入締切日までにご加入の方のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当会は既にご提出いただいている加入依頼書に基づき、今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて自動更新となります。
- ### <補償の重複に関するご注意>
- 補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

- 容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ### (保険金請求の際のご注意)
- 責任保険において被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- ### (示談交渉サービス)
- 鍼灸賠償責任保険制度には引受保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、予め御承知おきください。なお引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(賠償金額の決定)

賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては予め引受保険会社の同意が必要となります。

(保険会社破綻時の取扱い)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理

組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで)補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の方である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このパンフレットは鍼灸賠償責任保険制度の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

賠償責任保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または捺印は、この書面の受領印をかねています。

本紙は、賠償責任保険の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けられることができる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。

ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(1) 保険契約の構成

対象とする仕事、生産物、施設などの種類に対応する特別約款および特約条項が「賠償責任保険普通保険約款」にセットされることによって一つの保険契約を構成します。

(例) 鍼灸賠償責任保険制度の場合: 賠償責任保険普通保険約款 + あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師特別約款 + 各種特約条項等

(2) 示談交渉サービスはありません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きます。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2. 基本となる補償、お支払いする保険金等

① 基本となる補償

■ 保険金をお支払する場合

詳細は、P7～P8の「補償の概要」でご確認ください。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

詳細は、P7～P8の「補償の概要」でご確認ください。

※保険金をお支払いできない場合の詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります「保険約款」でご確認ください。

② お支払いする保険金

詳細は、P7～P8の「補償の概要」でご確認ください。

③ 主な特約

この保険契約には、「保険料に関する規定の変更特約条項」が自動的にセットされるほか、特別の条件を定める特約条項がセットされることがあります。その内容は契約ごとに異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 支払限度額・免責金額の設定

P3の「■支払限度額」欄をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

P5「保険期間」でご確認ください。

【損害賠償請求ベースの契約について】

●一部の特別約款または「損害賠償請求ベース特約条項」がセットされた契約では、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた事故を保険金お支払いの対象としています(損害賠償請求ベースの契約)。

●事故発生から数年後に損害賠償請求がなされるケースなど、被保険者が実際に損害賠償請求を受けた時が属する契約年度が、その原因となった事故が発生した契約年度と異なるケースがあります。このため、保険契約の更新をやめたり損害賠償請求ベースではない種類の保険に契約を切り替えたりした場合は、その時以降に損害賠償請求を受けたケースが保険金のお支払対象とならないおそれがありますので、ご注意ください。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

P3～P4「■年間保険料」欄をご確認ください。

② 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく「一時払」となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2. クーリングオフ

このご契約はクーリングオフの対象ではありません。次のご契約はクーリングオフの対象外となりますので、ご注意ください。

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)
- 通信販売特約条項により申し込まれたご契約等

3. 補償の重複に関するご注意

- (1) 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- (2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務

●ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく(サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の場合は、すみやかに)取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の場合は、ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。)

※通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

2. 解約される場合

ご契約の解約については、ご契約の代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。

解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

※ご契約内容や解約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

※返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

※契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

① 個人情報の取扱い

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社(以下「弊社」といいます)に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokio-marine-nichido.co.jp)をご参照ください。

② ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- (2) ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていただ場合は、ご契約は無効となります。
- (3) 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

③ 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人※)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい

金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の方である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

④ 先取特権

●責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

●被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

⑤ その他契約締結に関するご注意事項

●代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

●この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

⑥ 事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

(1) 示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただけます。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
- ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
- ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
- ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
- ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

Lined writing area for page 13.

Lined writing area for page 14.